

光熱水費の支払いの考え方について

愛知芸術文化センターの光熱水費の支払いの考え方について、以下のとおりとする。

1 愛知県美術館、国際芸術祭推進室及び文化振興事業団について

愛知芸術文化センター全体の光熱水費に対する、愛知県美術館、国際芸術祭推進室及び文化振興事業団が負担する光熱水費の割合は、以下のとおりとする。

事業者は、代行して支払った光熱水費について、以下の割合に応じた額を各請求先へ請求を行う。なお、支払い手続きの詳細に関しては、県と協議の上、決定する。

項目		光熱水費負担割合			
電気料金 ガス料金 上下水道料金	対象	事業者 ※1	愛知県美術館	国際芸術祭 推進室	文化振興事業団
	請求先	—	県 ※2	県	文化振興事業団
	割合	79.9%	19.3%	0.8% ※3	

※1 事業者の負担割合には、株式会社東海放送会館の共用部及びその他テナント企業の光熱水費が含まれるため、2の考え方に従い、適宜光熱水費を徴収すること。

※2 愛知県美術館は、地方独立行政法人への移行を予定しており、移行後は、事業者は当該地方独立行政法人に対し請求を行うことを想定している。

※3 県と文化振興事業団に対して請求する割合の内訳については、県と別途協議する支払い手続きの詳細の中で、定めるものとする。

2 株式会社東海放送会館の共用部について

株式会社東海放送会館と事業者が共用する施設・設備等の光熱水費の負担額又は負担割合については、事業者と株式会社東海放送会館が協議の上、定めるものとする。

なお、現行の県と株式会社東海放送会館との光熱水費の負担割合の規約については、守秘義務資料にて示す。

3 その他テナント等について

愛知県美術館、国際芸術祭推進室及び文化振興事業団以外の愛知芸術文化センター内のテナント等が負担する光熱水費の額又は割合については、事業者とテナント等が協議の上、定めるものとする。